令和2年8月定例教育委員会会議録

1 期 日 令和2年8月5日(水)

2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室

3 開始時間 13時30分

4 終了時間 15時10分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濵田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、加藤生涯学習課長、桑畑文化財課長、武田美 術館長、山下都城島津邸館長、園田高城地域振興課長

6 会議録署名委員

濵田委員、岡村委員

7 開 会

◎教育長

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年8月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時刻は、午後3時を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

ではまず、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

皆様のお手元に令和2年6月の定例教育委員会会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に 署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濵田委員、岡村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

◎教育長

では早速、教育長報告をさせていただきます。

お手元に資料がいっていますでしょうか。まず、報道等から学校や地域の頑張りでございますけれども、 上長飯小学校、見守り隊結成という記事が出ておりました。これにつきましては、上長飯小学校は今までそれぞれのボランティアで角々に立っていただいたということがありまして、それを一堂に集めて、改めて「みまもりたい」という形で結成をしていただいたということで、企業に協賛をいただいて、ジャケットの贈呈式を行ったということでございます。

山田小学校は、スマホを安全に使っているという形で、かなり山田地区というのは、こういうふうにメディアコントロールについて意識の高いところでございます。そのようなことを行っています。

五十市中学校、薬物の怖さを伝えるとか、有水中、上長飯小学校、平和の尊さを受け継ぐというような形で、後でも説明しますけれども、歴史資料館等を活用していただいております。川東小学校ですが、校内で 寄附の呼びかけということで、熊本の水害に対して寄附を集めているということです。この中の記事で、2 年前、当時4年生だった現6年生が、6年生のその当時の募金の様子を見て、私達もやりたいということで、つながりがあるような形の募金になりました。さらには、川東小学校ですが、急性白血病を乗り越えて、環境美化の日、これは都城市が応募しているものなのですけれども、絵で川東小学校の瀬口さんという女の子が大賞を取ったということで、記事になっておりました。

そして、今、都城歴史資料館は大きなリニューアルをしておりまして、昔からの文化財の配置替え、それから、経路を使って段々と年代が新しくなっていくような展示方法とか、今、非常に大きく様変わりをしております。今現在、戦後75年の時期にあるということで、一押し文化財というものと、これは2階にあるのですけれども、1階では、平和学習を取り入れております。今回、小学校で平和学習の修学旅行がなかなか県外へは難しくなったということもありまして、こういうふうにしてこの市内で平和学習をやっていこうとしている学校が多うございまして、今、上長飯小学校や今町小学校が来てくれているところでございますが、今、どんどん増えているようでございます。いつもですと、鹿児島の知覧に行って平和学習をするところがこういうふうに変えているところでございます。

2点目についてでございます。不登校の数が非常に気になってきております。現在の分析でございますけれども、このペースでいくと、近年最悪の状態にまた今年もなりつつあります。この状況ですけれども、コロナ禍の状況の中で、新規不登校者数が急激な上昇を占めている傾向がございます。裏面をご覧ください。今、黄色で示している曲線ですけれども、急激な上がり方をしていると思います。小・中学校ともにでございます。こういうような形で、ではどういうような学校が実際に新規不登校が増えているのかというのを調べてまいりました。小学校でいきますと、ここに上げている数が増えているところで突出しているのが大規模校、上長飯小学校に4人というものや、東小や五十市小学校も2人、それほど規模は大きくないのですけれども、梅北小学校の2人というのも増えてきています。このような形で人数が増えているという状況です。中学校でございますけれども、中学校も妻ケ丘中学校が7、祝吉中学校は9、それから山之口中学校が2、小松原中学校が3とか、姫城中学校4とか、それぞれの学校で増えているという状況でございます。

今、校長会等でこういうことは、魅力的な学校づくりを進めてもらわないといけないということでございますけれども、今学校側で功を奏しているといいますか、そういうところが子ども達を認め、褒めて伸ばす方針を全職員で実践していますというような学校や、教育相談の時間をきちんと設定して、子どもの悩みに誰もが寄り添っていますということ。そしてこれも、実際に段々と登校を渋るのが見え始めるようなときには、送り出せない保護者との相談で、学校へ送り出す手だての共通理解とかも図りながら、新規のお子さんたちを今のような形にしたいという考えを持っているようでございます。また、小学校ではほとんどの校長、教頭が正門等に立って、登校様子を観察し、気になる子どもたちについては、その学担に知らせるというような方法もとっております。しかしながらなかなかおさまらないということでございました。

そういう中で、朝日新聞7月28日付だったのですけれども、大きく記事が載っておりました。学校再開、コロナの中で学校再開して、起きられないは病気の可能性もありますということでした。体がだるくて起き上がれない、めまいがする、そんな不調も多いということで、自律性系の不調が引き起こす起立性調節障害かもしれないということで、この診断が得意な、かざまこどもクリニックという先生の話が出ておりましたけれども、コロナ禍の中で、この起立性調節障害の患者が増えているというようなことでございました。その風間医師によりますと、起立性調節障害は小学校高学年から高校生ぐらいの思春期の子どもに多い病気で、自律神経のバランスが崩れて、血圧の調整がうまくとれなくなる。そして、立ちくらみやめまいがひどくなったり、低血圧によって寝た状態から起き上がれなくなったりすることがほとんどの症状だそうです。ですので、こういう症状をイコールさぼりというような形に盛り込んでしまうと、大変な誤解を生んでしまったり、指導上のミスにつながったりするのではないかと思っております。この障害を悪化させないためにということで、外出できないときの注意、今、そういう時期にきているのかもしれませんが、室内で歩くなどの

運動を心がける、スマホを見るときや読書をするとき、テレビを見るときなど、その場で足踏みをするとか、寝そべりながらスマホなどを見ないようにするというようなことが大切なことだそうです。生活習慣のポイントとしては、なるべく決まった時間に起きるなど、規則正しい生活を心がける。洗濯や料理などの家事を行う。小まめな水分補給をする。目安は1時間にコップ1杯、起き上がれないときは上半身だけでも起こすようにしておくと良いというようなアドバイスが書かれておりました。これらのことにつきまして、また、次回の校長会でもしっかりと校長先生方にも呼びかけながら、不登校の減少を願っていきたいと思っております。

ここまで何かご質問等あれば、お願いします。

○岡村委員

ありがとうございます。

不登校案件なのですが、不登校傾向の児童生徒ということで、ご説明いただきましたが、これを見て大きな特長はないのかなと思いまして、例えば、朝起きても駄目だったとか、入学式で一緒になって揃って、人間関係を作るような期間がすごく短かったとかで、学年における特徴があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

◎教育長

小学校では、やはり、高学年が圧倒的に多い。中学校ですけれども、中学校も3年生がやはり多いですね。 ですから、1年生はそういう意味でも、岡村委員が言われるように、要注意すべき学年であるということも 併せて、校長会でお伝えしておきたいと思います。確かにそのとおりです。実際としては今のところないの ですけれども。

○岡村委員

高学年が多いということは、やはり、学習面でついていけないという不安がなかなか登校渋りにつながっていくようなところがあるのでしょうか。

◎教育長

もっともだと思います。その子にとって魅力的な学校にしないといけないですねという話を今、やっているのですけれども、学校が何となく魅力的な学校にするというのは、それはわかるのですけれども、こういう数字を見てみると、休みがちな子にとって魅力的な学校づくりをどうすればいいかという議論にしていかないといけないなと思っております。確かに言われるとおりです。今年の、特に中学校1年生あたりは、卒業式がない、入学式もあるところではない、そして、中体連の代替大会は終わりましたけれども、代替大会は終わりました、たいがい新人戦というのをやるのですが、これもほぼ全ての競技会が新人戦を延期していますので、そうなってくると、本当に活躍の場とか、そういう場がなくなっている学年だなと思っております。注視していきながら。

○中原委員

私も引き続きなのですが、コロナ禍の中で保護者が指導してあえて行かさないという方も入っているので しょうか。

◎教育長

それは別です。

○中原委員

不登校になってしまうと、保護者の方の心労にも関わってしまい、職場環境にも影響が出ると思います。 教育長がおっしゃったように、魅力的な学校の取り組みを進めていただきたいなと思います。保護者の方も やはり、心配なのは十分承知なのですけれども、そういうふうにして、保護者の方の心労にも関わってくる というのが実際に、当事者として関わっていますから。

◎教育長

ありがとうございます。

実はこのような話は2件目でございまして、その方もお仕事を辞められて、子どもについていたいという ことでした。

○赤松委員

過年度の移り変わりも含めてこういうふうにご説明をいただくと非常にわかりやすいと思っております。 一つお尋ねしたいのは、前のページを見ると、中学校の不登校生徒の推移というのは、令和2年は4月、5 月、6月とそれまでに比べて非常に多い状況なのですが、次のページをよく見ると、新規は令和2年はそうでもない。このことについてご説明していただくとありがたいと思います。

◎教育長

ありがとうございます。

実は、年々は増えている不登校全体の数があるのですが、1年生も当然ながら少しずつ、3年生もそうですけれども、1、2年生がそのまま3年生に上がってきて、その数が、積み残しの数が上積みされます。上積みされた部分が新規としては捉えないので、そこは数えようとしません。前の年の積み残しがそのまま1枚目にある。2枚目は新規になったここだけをピックアップした数なのですけれども、そういうふうな形になっております。

○赤松委員

ありがとうございます。

1ページ目で、ずっと数が増えて、3月になればなるほど上がってくるのですが、ほとんど同じ生徒が計上されているという考えでいいわけですね。

◎教育長

ですから、子どもたちにとっては、このグラフを見ますとわかりますように、9月が鬼門でございます。9月にぽんと上がります。このことも踏まえた上で、今回、2学期に向けてスタートきらないといけないということと、なかなか学校に来れなかった子たちが長い休みの間、生活のリズムをきちんととっていればいいのですけれども、なかなかそうはなっていないでしょうから、そのリズムをとるための貴重な時間として、8月17日から21日のまだ夏休み期間ですけれども、この1週間は大切にしてくださいと、学校ではお願いをしているところです。

○赤松委員

よくわかりました。どうぞよろしくお願いしておきます。

○濵田委員

この状況で夏休みに入ってしまうわけで、そうしますと、今、教育長が言われましたように、不登校のままの子がいるわけですよね。これに対して、学校としてどういう指導をお子さんにされていることは、注意をされているのか、そこを教えていただけばと思います。

◎教育長

学校が最も注視すべきところは、やはり、新規の不登校を生まない状況で、長い子になると1年間に100 日以上休みの子がいるのです。その子たちを学校に出すというのは、すごく難しい話なのですが、新規のと ころで何とか止めていると、そこで全体的なトータルの数も落していくというようなことを、学校側ではよ く考えるところです。ですので、新たに新規の不登校をするというのに着目しながら進めていきたいと思い ます。

ただ、今回のコロナ禍の中で、中学生ですけれども、新しく市が SSW を一人雇用することになりまして、その SSW が、5人の長期の不登校生を来させています。そこは非常にありがたいなと思っております。タイ

ミング的にも出やすかったのではないかとおっしゃっていますので、ありがたいなと追っております。 それでは、引き続き生徒指導上の現状についてお話をしたいと思います。

この内容は6月前のお話でございます。非行等問題行動が小学校2件、中学校1件発生しております。 小学校2件につきましては、万引きと生徒間暴力でございます。この生徒間暴力のほうは、いじめもかかっているのではないかと見受けるものですから、もう再度学校に問い合わせをしましたところ、両方でちょっかいを出しているというようなことで、生徒間暴力という形に見ているということでございました。学校でもいじめを一回、検討したみたいなのですが、事案として1回限りの出来事だったようで、その場合にもいざこざがあったということで、このような処置にしたということでした。

中学校につきましては、なかなか特性の強いお子さんがいらっしゃいまして、対教師暴力という形で、前回からご説明しているところでございます。

続いて、不登校につきましては、今回は割愛させていただきます。

交通事故でございます。小学校3件、中学校4件と、学校が再開されると日ごとに多くなってまいります。 うち3件について、ご説明いたします。

小学校5年生、自転車と車との接触でございます。当初、大したことはないと思われていたのですが、救 急車の搬送を受けておりますが、その後、頭がい骨骨折、脳挫傷が見つかり、1カ月ほど入院をしておりま す。7月7日から登校しておりますが、ヘルメットの未着用でございました。

続いて同じく小学校6年生でございます。自転車と車の接触でございます。一旦、自動車が来て停まり、 自転車も一旦止まって、様子を見ながら、両方また発進してしまったという事案でございます。このときに、 自転車に乗っていたこの子は胸を自分の自転車のハンドルで強く打ってしまったのですけれども、大きなけ がはなく、運転手さんから問いかけに「大丈夫です」と言って、そのまま遊びに行ってしまった。後日、そ のことが友人の話から発覚して、学担が聞き取り、その日のうちに警察と本人、保護者、生徒指導主事で現 場検証を行ったということで、ひき逃げの事案になるかもしれないというところでございます。

中学校、1件だけ説明をいたします。自転車と車の接触でございましたけれども、ちょうど太郎坊の交差 点あたりなのですが、夕方でございます。買い物帰りに横断歩道を渡っていたところ、左側から左折してき たワゴン車が自転車に気づかずに、自転車後輪に接触し、転倒させています。腰と臀部を強打し、自転車は 走行不能、運転手の確認不足が原因ということで、この子どもは、本人の不注意もあるのですけれども、車 の運転者の不注意というのも増えてきたなと思っております。あとの4件につきましては、軽微なものでご ざいました。

続いて、いじめについてでございます。

いじめの認知件数は、突拍子もなく増えました。小学校は132件という増え方をしております。中学校は5月と同じ12件という形になります。幾つか事例を紹介いたします。

まず、小学校でございますけれども、5年生のクラスで14名の級友から、友達から一人の子がいじめられるという事案が発生しました。この学級は、実は、初任者が学級を持っておりまして、初任者が受け持つことによって、うまくさばききれなくて、学校崩壊に至るのではないかということを学校側は懸念し、初任者指導教諭、学年主任、管理職が随時授業を見に行っている状況でございます。この事案につきましては、4月から6月にかけて、いじわるや悪口、本人の机を触らないなどのいじわるが続いていたということでございます。本人は残念ながら、このことが原因と思われますが、保健室登校になっております。今、主にこの事案については、初任者の指導教諭がこの子との関わりを持ちまして、色々相談にのったりとかいうことをしてくれているところでございます。

続いて、同じく小学校5年生の例なのですけれども、この子は過去に、小学校3年生のときにシューズの 名前を書き替えられたりとか、小学校4年生のときにシャーペンを壊されたという経験のあるお子さんでご ざいます。今回、リコーダーの紛失に気づいております。リコーダーが見付かったのですけれども、数日、 先のほうを潰されていたということで、これは悪質だということでございまして、教育委員会としても加害 者が特定できていないものですから、管理職が保護者へ調査結果を色々伝えているところでございます。市 教委といたしましても、生徒指導の日高指導主事、そして、相談員の千代森相談員の同席のもと、保護者と 今後のことについて協議をするというようなところで行っております。なお、その後ですけれども、4年生 のときのシャーペンの事件については、加害児童が判明しております。その子というわけではないかもしれ ませんが、非常に注視しなければならないお子さんだと思っております。これ以上、被害に遭わないように。

続いて、あと2件、小学校と中学校1件を紹介いたします。小学校5年生ですけれども、色々な容姿、顔つき、そういうものを含めた上でのいやがらせがありました。自分の友達4人からのいじめでございます。この子たちについては、一人ずつ謝罪を行ったわけでございますけれども、保護者にも連絡をしています。ところが、加害児童の保護者とかにも紹介して、色々相談したのですが、実はいじめが続いていたということが判明しまして、加害児童とその保護者で、被害者宅へ訪問し、謝罪を行ったということでございます。なかなか根深いものがあると思っております。

最後に、中学校2年生でございますが、女の子がいじめられたということなのですけれども、いじめたのが男の子2人でございます。いじめられたほうの保護者は、学校側の対応に納得しておらず、数日後、再度学校が説明をし、今後も継続して指導をしているという説明をしております。本人が少し休みがちになっているということでございますので、注意したいと思います。

これらのものにつきましては、数が急激に増えたということにつきまして、6月の事案でございますから、 コロナ禍の一斉休業が明けて、そして、ちょっと学校に慣れ始めた時期だというところだと思われます。そ ういう時期こそ気を付けないといけないなと、改めて思っておりまして、これについても、校長会等で紹介 したいと思います。

続きまして、不審者声かけ事案でございますが、実害のあったものはありません。小学校3件、中学校2件でございました。

続いて、虐待案件でございます。小学校3件、中学校1件でございます。

小学校は、身体的な虐待は、本人から母親へのものもあります。双方になってきているということであります。ただ、深夜に本人が暴れ出しますと手がつけられないという状況で、警察が介入しているところでございます。

続きまして、6年生の女児でございますけれども、暴力という形で、母親と口論になって暴力を振るわれるということで、校長が児相に通告をしております。児相の聞き取りがありまして、当日のみ保護されておりますけれども、7月16日、先月の中旬でございますが、保護解除で家に帰って、次の日から登校している状態です。

続きまして、小学校でございますけれども、兄弟5人いる家庭で、父親から暴力を受けていると相談を受けております。児童相談所の職員が来校して、そこで事情を聞いておりますが、児相の関わりはこれで通算3回目になります。繰り返されているということでございます。翌日、母親も昨日の聞き取りの件で来校されておりますが、昼ごろ児相の職員がまいりまして、5名一斉に保護するという形になりました。約2週間が経っていませんね、1週間ちょっとで一時保護解除、両親のもとに帰宅をさせたところでございます。その後、全員登校しているような状況です。

以上のような状況でございました。

ここまでで何かご質問等あれば、よろしくお願いします。

10 議 事

【議案第19号】

◎教育長

それでは、議事に進みたいと思います。

では、議案第19号を高城地域振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●高城地域振興課長

よろしくお願いします。高城総合支所地域振興課の園田と岩崎です。

議案第19号 都城市高城郷土資料館運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

都城市高城郷土資料館運営委員の任期終了に伴い、都城市高城郷土資料館条例第12条第3項及び第4項の規定による運営委員の委嘱について、承認を求めるものでございます。運営委員は、専門的知識を有する者のうちから選任するように規則に定められております。現運営委員4名のうち、別所宏様、78歳、廣池洋三様、63歳、中村キミ子様、79歳の3名と高齢のために退任の意向を示された山下ショウイチロウ氏、87歳にかわり、現運営委員から推薦のありました高城町石山在住で高城のむかしを語る会会員の久保淳一氏、58歳を加えた計4名の委嘱について、承認を求めるものです。新任が1名で再任が3名となります。

なお、委員の任期は令和2年9月1日から令和4年8月31日までです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

◎教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、何か質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

議案第19号の関係資料、都城市高城郷土資料館運営委員名簿というところの備考の欄のことなのですが、 別所校長先生は有水小学校長をだったのですけれども、元が必要がないのでしょうか。その次の廣池先生も、 高城総合支所長もではないかと思うのですが。あったほうがいいのではないかと思って。

●高城地域振興課長

了解いたしました。そのように訂正しておきます。

◎教育長

よろしくお願いいたします。資料の訂正ということでよろしくお願いしたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第19号を承認いたしますので、これでよろしくお願いいたします。

●高城地域振興課長

どうもありがとうございました。

【報告第1号】

◎教育長

それでは続きまして、報告第52号を文化財課課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●文化財課長

文化財課の桑畑でございます。本日は報告が1件ございます。

報告第52号 令和2年度都城歴史資料館年間スケジュールの変更についてでございます。

令和2年1月8日の定例教育委員会で報告をさせていただきました歴史資料館の今年度スケジュールに

ついてですが、第35回国民文化祭みやざき2020が来年度に延期されたことに伴い、年間スケジュールを変更させていただくものでございます。

お手元にお配りしている A4 の横書きの改定前という資料がございますでしょうか。そちらのほうを見ていただきながら、お話をさせていただきます。今年の 10 月 24 日、土曜日から 12 月 6 日、日曜日まで、歴史資料館で開催予定しておりました特別展「神話に見える都城 北の蝦夷、南の隼人」は、国民文化祭の事業として計画しておりましたが、来年度に延期となりましたので、この部分のスケジュールに穴が空くことになりました。そこでですが、もう一枚の横置きの改定版のほうのスケジュールも並行して見ていただきますでしょうか。今年度末に予定しておりました資料館 1 階の常設展のリニューアルを前倒しで行って、国民文化祭の特別展の空いた部分を埋めるという計画を立てております。また、戦後 75 年の「あの日々を忘れない 太平洋戦争と都城」につきましては、市民の皆様から好評をいただいておりますので、展示場所を企画展示室に移動して、展示の計画を継続して延長することといたします。この展示入れ替えに伴う休館は、10 月 12 日、月曜日から 26 日、月曜日までといたします。

また、現在までに2階と3階の常設展リニューアルは完成しておりますので、この一連の作業を行えば、 資料館全体の常設展示リニューアルは完成ということになります。

それから、年度末に計画しております企画展「都城の歴史と人物」については、当初の計画どおり開催することといたします。

なお、年1回行っております燻蒸については、9月15日、火曜日に臨時休館して行う予定でございます。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

資料館の年間スケジュールの変更でございましたが、ご質問等あれば、よろしくお願いいたします。 それでは、報告第52号を承認いたします。

よろしくお願いいたします。

●文化財課長

ありがとうございました。

【議案第 18 号】

◎教育長

続きまして、議案第18号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●都城島津邸館長

失礼いたします。都城島津邸の山下です。

それでは、議案第18号「都城島津伝承館審議会委員の委嘱について」をご説明いたします。

別紙資料をご覧ください。3月29日 平成22年の開館当初から審議会委員をお務めいただいていた東京 大学史料編纂所教授の山本博文先生がお亡くなりになりました。それに伴い、都城島津邸条例第18条第4 項の規定に基づき、その補欠委員を選任し、委嘱するものでございます。

新たな都城島津伝承館審議会委員委嘱対象者は、山本先生と同じ東京大学史料編纂所の助教 畑山周平先生でございます。畑山先生は、昭和63年、1988年9月生まれの現在31歳でございます。お若い先生ですが、生前の山本先生よりご紹介いただき、また、審議会委員長の原口泉先生からもご推薦いただいている人物です。現在、中世から近世移行期における島津家の研究に精力的に取り組んでおられ、昨年度の特別展「島津義弘と都城」の講演会においても、急きよ山本先生に代わって、「都城関係資料から見た島津義弘の立場」

と題して、ご講演いただきました。任期は、条例に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」とあることから、令和2年9月1日から令和3年3月31日までとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

審議委員会委員の委嘱についてでございますが、ご質問等ありましたら、よろしくお願いします。 それでは、議案第18号を承認いたします。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

●都城島津邸館長

どうもありがとうございました。

【報告第53号】

◎教育長

それでは、報告第53号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●美術館長

美術館でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、別紙の開催要項の訂正をお願いしたいと思います。まず、番号を会場の欄に記載されております URL の city の前に www. が漏れております。次のページ、10 受付方法の上の申し込み蘭にございます URL も同様でございます。www. が city の前に入れていただければと思います。それからその4行下の中頃にありますファイル名は、作者名_作品名とありますが、こちらのほうを出品者名_題名と、誠に申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

それでは、報告第53号 令和2年度都城市美術 Web 展開催要項の制定について、ご説明させていただきます。

令和2年度の都城市美展の開催中止につきましては、6月定例教育委員会でご報告させていただきましたが、その際、代替企画として、Web上での開催ができないか、関係各課と検討していきたいと申し上げておりました。その後、色々検討いたしました結果、Web開催が可能となりましたので、その開催要項をご報告させてもらうものであります。

まず、趣旨でございますが、都城圏域の芸術文化の向上と情操教育の振興及び近隣市町との交流を図るという都城市美術展の目的を鑑み、また、これまでの出品者に創作活動を継続していただくとともに、市民に対しまして、美術鑑賞の機会を提供するという観点から、Web 上での開催をするものでございます。

会場についてですが、市の美術館のホームページ内に都城市美 Web 展のリンクを作成いたします。添付資料の3ページをご覧ください。これはテスト画面でございますが、Web 展のサイトに入りますと、ご覧のような画面が表示されます。例えば、そこにあります金剛山をクリックいたしますと、次の5ページのように拡大された作品が表示されます。裏面の6ページになりますが、ここには作者名、これを出品者名に訂正いたしますけれども、そのほか題名、そして、出品者のコメントが表示されるようにいたします。

次の7ページは、立体作品でございます。立体作品につきましては、メインの写真のほかに正面、側面、背面または上部からの写真を入力いたします。それが下の小さな画像で表示されております。この画像をクリックいたしますと、この画像が拡大されて、表示されるようにいたします。このような方法で、皆さんに出品作品を鑑賞していただくということを考えております。

それでは、要項に戻りまして、次に会期でございますが、令和2年11月1日、日曜日から11月30日、 月曜日の1カ月間を予定しております。応募規定につきましては、例年どおりで、今回、出品いたしました 作品につきましては、次回以降の市美展に出品できるということにしております。出品料につきましては、 今回、無料といたします。

次に、裏面になりますが、受付方法です。Web サイトから直接入力する方法と郵送による方法で受け付けたいと考えております。特設Web サイトからの入力につきましては、9月28日、月曜日から10月11日、日曜日までとなっております。郵送につきましては、10月1日、木曜日から10月8日木曜日の5時必着とし、作品を写した写真のプリントと申込書を送っていただくようにいたします。出品申込書の配置場所は、そこに掲載されているとおりでございます。

次に、審査につきましては、運営実行委員会により市美 Web 展の内容にふさわしい作品かどうか、または 著作権を侵害していないかなどの審議は行って、入選は決めますが、今回はデジタル画像による審査でござ いますので、大賞とか、市長賞などの入賞作品の決定は行わないことといたします。

最後に、毎年行っておりますワークショップなどの関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染予 防の観点から、全て開催しないということにいたします。

今後のスケジュールにつきましては、この開催要項のご承認をいただければ、明後日から過去の出品者への開催要項の送付を開始したいと思います。それとあわせて、マスコミに市美展 Web 開催の投げ込みを行いたいと思います。また、8月17日には、MRT ラジオみやこのじょうドキドキナビにおいて、都城市美術 Web 展の作品募集の告知を行う予定にしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

都城市美展が開催されないというのは、先日の新聞等でも紹介されたところでございますが、その代替案としまして、Web 展を開催するということでございます。

何か、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。Web 展開催ということで、とても素晴らしい取り組みだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一つだけお伺いしたいのですが、応募された作品全部を Web 上に上げることはできないと思うのですが、 入選作品を決定してそれをアップしていくことになるかと思うのですが、大体何点ぐらい考えていらっしゃ るのでしょうか。

●美術館長

昨年度の市美展の出品点数は確か326点だったと思いますが、広島県のほうでWeb出品が通常の半分ぐらいの点数だったということで、それを考えますと150点ぐらいを目標にしたいとは思っております。

○岡村委員

150点の中から入選作品の形になるのですか。

●美術館長

入選作品と申しましても、著作権等の違反とかがなければ、ほぼ、よほどのレベルのものでない限りは入 選としていきたいと考えております。

○岡村委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○濵田委員

ご説明ありがとうございました。

今回、Web で公開された作品は、来年もし実際に開かれるのではあれば、そこで現物を応募できる、または出店することができるということですか。

●美術館長

そのとおりでございます。

○濵田委員

そこでは大賞とか、賞を決めるということも行われるわけですね。

●美術館長

そのとおりです。どうしても画像上だと、油絵とかのでこぼこ感が判断できませんで、もし来年実施可能であれば、実物を出品していただいて、大賞とか市長賞とか、そういうものを決めていただきたいと考えております。

○濵田委員

1年間、保管しなければならないということですね。

●美術館長

そうですね。

○濵田委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

実際には、本当だったら市美展を開催するのは第何回でしたか。

●美術館長

67回です。

◎教育長

67回ですので、次のときに今、濱田委員がおっしゃったように、今回出したものを出せるということで、 ここがナンバリングが少し難しいかなと思います。伝統がある市美展ですけれども、今回はそのナンバリン グはしないという形でよろしいですか。

●美術館長

ということで、あえて回数は今回、要項の中に入れずに、都城市美術 Web 展という名称にしております。 ◎教育長

Web でやるということで、伝統を途切れさせないということです。ほかにはございませんでしょうか。 それでは、報告第53号を承認いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第50号、報告第51号、報告第54号】

◎教育長

それでは、報告第50号、51号及び54号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●生涯学習課長

生涯学習課の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、報告第50号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、ご説明いたします。

沖水地区に開設しています放課後子ども教室は、沖水地区公民館で開催し、現在35名の児童の参加があります。スタッフは、コーディネーター1名、教育活動サポーター3名の計4名で運営していますが、できればもう1人スタッフが欲しいということで、かねてより探していたところ、お手元の資料の2ページに掲載しております高橋順正様がお引き受けいただけることになり、今回、放課後子ども教室教育活動サポーターとして委嘱するものです。高橋様は都北町にお住いで、中学校での教職の経歴があり、祝吉中学校で定年を迎えられたと伺っております。今回、令和2年7月1日付で委嘱し、委嘱期間は令和2年7月1日から令和3年3月31日までとなります。

続きまして、報告第51号 令和2年度都城市生涯学習課の事業概要及び令和2年度公民館経営案について、ご説明いたします。

お手元に2冊ございますでしょうか。令和2年度都城市生涯学習課の事業概要及び令和2年度公民館経営案については、本年度の主要事業及び当初予算を踏まえて策定しましたので、報告いたします。なお、生涯学習課の事業概要は、昨年度まで都城市社会教育行政計画で策定していましたが、策定の根拠及び掲載内容等を精査し、今年度から名称を都城市生涯学習課の事業概要と改めております。策定した生涯学習課の事業概要及び公民館経営案については、令和2年7月3日に開催しました都城市社会教育委員会議及び公民館運営審議会において、審議いただきました。

それでは、生涯学習課の事業概要から説明いたします。

本計画は、都城市教育振興基本計画に基づき、本市の教育がめざすまちの姿、文化と歴史のかおる文教のまち都城の実現に向けて、各施策を進めることとしています。

資料の13ページをご覧ください。こちらに令和2年度の当初予算を載せております。28事業、総額9億2668万5千円でございます。昨年度中に沖水地区公民館建設事業が完了し、志和池地区公民館建設事業も駐車場等整備工事以外は全て完了しましたので、当初予算の総額は昨年度と比較して、約4億2千万円減額となっております。

続きまして、14ページをお開きください。

こちらのほうに、生涯学習課社会教育関係補助金一覧を掲載しております。11 事業、総額 865 万1千円を計上しております。15ページから 55ページまでは、令和2年度事業計画で、生涯学習課で取り組む事業の概要、昨年度の実績、本年度の計画、事業取り組みにおける留意点、課題、方針について記述しております。ただし、今年度計画しています事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防のために、様々な事業が中断、中止になっている状況であります。

続きまして、もう1冊の公民館経営案について説明いたします。

本案は、公立公民館の経営方針に基づき、中央公民館及び各地区公民館の経営計画をはじめ、問題点や推進方針などについて掲載しております。

資料の9ページをご覧ください。9ページ以降が公民館経営方針を載せております。開けていただいて、10ページに公立公民館の現状と課題、11ページに昨年度の公民館利用状況を載せております。めくっていただきまして、12ページに公立公民館経営方針を載せております。13ページ以降が公民館ごとの経営案になります。中央公民館のほか15地区の公立公民館の経営案が記してあります。

なお、庄内地区公民館につきましては、現在、建て替え工事中で、新設の庄内地区公民館の供用開始は 10月26日を予定していますが、これに伴い、公民館の部屋の使用料については、平成21年1月の都城市 使用料等審議会答申に基づき、部屋の面積に応じ、統一した設定を行うようにしております。

続きまして、報告第54号 令和2年度第25回都城市小学生読書感想文コンクール募集要綱の一部改正に

ついて、ご説明いたします。

本年度の募集要綱につきましては、6月の定例教育委員会においてご審議いただいたところでしたが、7月2日に開催されました第2回都城市小中学校校長会において、各小学校に対しまして協力依頼をしたところ、応募の際の原稿用紙につきましてご意見をいただきましたので、検討した結果、募集要綱の一部改正を行うことにしたものです。一部改正しました箇所は、お手元の資料の2ページをご覧ください。こちらに募集要綱を記しておりますが、募集要綱の5番、応募方法(1) 原稿用紙の枚数、記名等の①、②の網掛けをしている部分と、次のページの資料3ページから5ページの別紙原稿用紙になります。改正前は、使用する原稿用紙は、都城市小学生読書感想文コンクール用として様式を定めておりましたが、小学校では様々な読書感想文コンクールに応募されるそうで、その際、指定されている原稿用紙のほとんどが宮小国研の原稿用紙であることから、利便性を図るため、今回改正を行ったものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第50号、51号及び54号について、ご質問があればよろしくお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

公民館経営案についてお伺いして、よろしいでしょうか。

それでは、公民館単位で現況の課題とかを洗い出していただいて、取り組みを進めていただいているところですけれども、例えば、24 ページ、姫城地区社会教育関係団体等連絡協議会というのがございます。その隣が、まちづくり協議会という形で、組織図が2つ並んであるのですね。それに対して、58 ページ、横市地区社会教育関係団体等というのは、横市地区まちづくり協議会一つだけの組織図になっているところです。2つあるところもあれば、1つというのを見まして、どういうふうな関係になっているのかなと、教えていただければと思います。

先日行いました総合教育会議のほうでも、まちづくり協議会の担当の人たちはみんな忙しくて、頑張っておられている。そして、そのバックアップとして生涯学習課も取り組んでいただいているところがありましたので、組織図について2つあるところと1つのところとどういう違いがあるのか、そういう取り組みが行われているのかがわかりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●生涯学習課長

まず、各地区の社会教育関係団体等連絡協議会というのがあるところとないところがありますが、そもそも都城市に社会教育関係団体等連絡協議会が先に出来まして、そのあと、各地区のまちづくり協議会が出来上ったという流れになっております。まず、各地区の社会教育関係団体等連絡協議会の役割としては、地域には色々な自公連とか、PTAとか、民主団体があります。その地域のまちづくりをやっていく上で、各団体との連携が必要だという形で、一つの連絡協議会というのを作って、これをもとに色々な地区の文化祭とか、行事等を進めてきた経緯があります。その後、市の方針として、財源とか、そちらの色々なものを地域に下ろそうということで、そういうような施策の決定権についてということで、まちづくり協議会が立ち上がりました。そのときに、同じような組織が2つあるのではないかというようなお話もあったのですが、その当時よく言われていましたのが、社会教育関係団体等連絡協議会については発展的解消ということで、まちづくり協議会のほうにも各部会があって、その下に各民主団体がぶら下がるような形で入っておりますので、その時点で、各地区で判断されて、例えば、役員を引き受けていらっしゃる方が社会教育関係団体等連絡協議会の会議にも出なければいけない、まちづくり協議会のはうの会議にも出ないといけないという負担等、そういう状況もありまして、色々な弊害もあって、一つになったところ、一つにしようという判断を地区で

されて1本になったところもありますし、逆に残っているところは、団体育成は必要だし、団体等の連携をして、これまでどおり事業はやっていったほうが事業としてはやりやすいというところも地域によってはある関係で、そのまま残っているところがあります。必ずしも社会教育関係団体等連絡協議会を解散してまちづくり協議会1本にしなさいというところまでは行政のほうでは言えませんので、そこは地域の実情に合わせてこういう形で残っているところです。特に、社会教育関係団体等の活動が盛んな祝吉地区等についても、祝吉地区の方針としては、やはり、団体育成はまちづくり協議会でなくて社教連の中でやっていくべきだというお考え等もあるものですから、その地域地域で考え方がありまして、こういう形で2つありまして、様々な事業をまちづくり協議会が全てやるところもあれば、社会教育関係団体等連絡協議会のほうで取り組まれる行事とすみわけされているところもあるのが実際の現状です。

○岡村委員

これから、公民館活動についても参加する人が少なくなるし、また、高齢化も進んでいくと思いますので、一人の方の多忙感や重責もあると思いますので、うまく動いていければなと思って、質問させていただきました。

ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

○濵田委員

よくわからなくて、社会教育主事という役を持たれた方は、教育委員会の中におられるのですか。

●生涯学習課長

通常よく言われる国社研等で研修を受けて、社会教育主事という資格を取得した職員がおります。実際に うちの課にも何名かそうやって、生涯学習課の予算としても隔年で一応研修に行く準備はして、1名ずつ派 遣はしているところです。

○濵田委員

まちづくり協議会なんかに出向かれて、そこで色々と依頼するとか、指導するとか、そういうことをされているわけですか。

●生涯学習課長

社会教育主事を取得して、必ずしも外のそういう外郭団体とか、みんなが組織に携わるという状況ではありませんで、教育委員会に席を置いて、担当業務がそういう社会教育関係とか、社会教育主事を生かせるような担当に就けば、そういうものを生かす部分もありますけれども、生涯学習課の事業を考える中では、そういう色々な研修を受けた中で得た知識をこういう団体の育成の仕方とか、生涯学習のコーディネートの仕方とかのアドバイスはできるところなのですが、直接ダイレクトに地元に出向いてというところはないところです。

○濵田委員

そういうふうに何か生かせるといいと思いますけれども、わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

私のほうから事業計画についてなのですが、一つお願いといいましょうか、今年度の計画、コロナ禍で中 止事業が色々あろうことと思います。特に、中身を見て気付いた点が、課題、方針等々の部分を見てみます と、特に、少年教育に関わる分野などでは減少傾向にあるとか、参加者が少なくなってきているとかという 文言が目立っているように拝見いたしました。これは、調査と分析もそうなのですけれども、これまでどおりの参加募集方法ではちょっと限界があると見て、例えば、色々なデジタルツールを使っての発信募集であったり、または、PR 課がございますので、そうしたところからの募集方法であったりとか、告知の仕方とか、そうしたものも、せっかくいい事業が沢山あるのに、なかなか市民の皆様方に伝わらない、非常にもったいないなぁと常々感じておりましたので、告知とか、そうしたものもまた、色々とご検討いただければもっと市民の皆様方に広く、いい事業をご案内できるのではないかと思いましたので、再度ご検討をお願いしたいと思っております。

●生涯学習課長

貴重なご意見、ありがとうございます。色々、告知の方法については研究してみたいと思います。ありが とうございます。

◎教育長

ほかにございませんか。

それでは、報告第50号、51号及び54号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第48号、報告第49号】

◎教育長

それでは、報告第48号及び第49号を学校教育課長から説明していただきます。よろしくお願いします。

●学校教育課長

よろしくお願いします。それでは、学校教育課の事項につきまして、ご説明いたします。

報告第48号 特別支援教育支援員、学習支援員の配置人数について報告いたします。

特別支援教育支援員の配置につきましては、生活介助の場合、児童・生徒一人に対して一人、学習支援の場合、当該学校に一人、ただし、児童・生徒の安全確保のために教育委員会が特に必要と認めたときは二人配置することができることとなっています。

今回、沖水小学校、祝吉小学校、高崎小学校の3校に二人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員配置について報告いたします。

沖水小学校は、一人目の支援員が5名の児童を担当しており、十分な支援ができない状況です。また、生活介助支援員が学習支援を要する児童一人からの暴力により、けがを負ってしまうなど、安全面が非常に危惧される状況を鑑み、二人目の支援員を配置しました。祝吉小学校は、一人目の支援員が2名の児童を担当していますが、さらにもう一人支援の必要な児童がいます。今回の対象児童は、環境や人に対して慣れるのに非常に時間を要し、学校での食事や排せつも困難な状況です。さらに、感情のコントロールが難しく、納得できないと大声を出しながら教室を飛び出すなど、一人の支援員では十分な支援が困難であり、安全面で危惧される状況を鑑み、二人目の支援員を配置しました。高崎小学校は、一人目の支援員が4名の児童を担当していますが、さらにもう一人支援の必要な児童がいます。今回の支援対象は、全体の指導が聞けず、個別の指示もかなり丁寧にしないと理解できない状況です。また、集中力がなく、授業中にすべきことがわからなくなると大声を出したり、担任が常に手を握っていないと徘徊したりするなど、他の児童の学習の妨げにもなっています。他児の学習の保障や安全面を鑑み、二人目の支援員を配置いたしました。

続きまして、報告第49号 臨時代理した事務の報告及び承認について。都城市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱及び任命について、臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市青少年育成センタ

一運営協議会委員の委嘱及び任命について、ご報告いたします。

この協議会委員につきましては、都城市青少年育成センター運営規則第4条第2項の規定により、別紙のとおり選任及び委嘱いたしました。今回は、補欠委員5名のみの委嘱となります。なお、今回の欠員の委嘱は、今年度南部福祉こどもセンター所長、南部地区高等学校生徒指導連絡協議会会長、都城市小学校長会会長、都城市中学校長会会長、都城市社会教育関係団体等連絡協議会会長が変更したことに伴い、都城市青少年育成センター運営協議会委員が変更したため行うものです。補欠委員の任期は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間で、前任者、令和元年6月1日からから令和3年5月31日までの残任期間となります。

以上で、学校教育課の報告のご説明を終わります。よろしくお願いします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第48号及び49号につきまして、質問等ありましたら、よろしくお願いします。

○赤松委員

48 号についてなのですが、選定理由のところを読ませていただきますと、沖水小、祝吉小、高崎小、それぞれ大変厳しい状況にあることがよく伝わってきました。これらの学校で円滑に教育活動が展開されていくように、今後もこういう配慮をやっていただけたらよいのではないかと思います。ありがとうございます。 ◎教育長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第48号及び第49号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第47号】

◎教育長

それでは、報告第47号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●教育総務課長

教育総務課です。報告第47号 専決処分した事務 都城市教育委員会名義後援、共催について、ご説明いたします。

次のページをお開きください。名義後援につきましては、令和2年6月15日から7月14日までに承認したもので、9件を承認しております。No.13、14、15 につきましては、今回初めての申請団体、申請事業になります。No.13 の申請団体「NP0法人ネオギャラクシー」は、子ども向けのイベント等を継続的に行っている団体で、『謎解きウォーキング「アルクエスト」』につきましては、親子で歩きながら公園や施設内に貼られたなぞを解いてゴールをめざすという内容になっており、子どもたちの発想力の育成及び体力づくりを図ることを目的としております。No.14 につきましては、九州地区の生活学校が地域で実践している活動内容を研究発表し、協議する事業となっております。5年前に宮崎県で開催された際にも後援を行っております。No.15 の申請団体「結の会(憲法を守り生かす会)」は、退職された教職員で構成されており、平和について考える学習会等を継続的に行っている団体で、「都城大空襲を語るつどい」につきましては、8月2日、日曜日に開催され、空襲を体験された方のお話や紙芝居等を行ったということです。いずれの事業も都城市教育委員会の名義後援の承認に関する要綱にございます対象事業、対象団体に該当するため、承認をしております。

なお、こちらには掲載されておりませんが、3月16日付で後援を承認いたしました『九州プロレス「都城を元気にすっが」』につきましては、9月13日に早水体育文化センターで開催予定でしたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、主催団体であるNP0法人九州プロレスにより、中止する旨の文書が届きましたので、報告させていただきます。

次のページをお開きください。

共催につきましても、同期間に申請のあったものでございます。9件を承認しております。内訳は9件すべて学校教育課分となっております。No.16、17、18 につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、開催の中止が決定しております。なお、名義後援、共催ともに開催の欄に中止、延期等につきまして、7月21日時点で聞き取りました内容を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。また、定期的な換気及びマスクの着用と新型コロナウイルス感染症予防の対策を徹底していただくようにお願いしているところでございます。

以上で、報告第47号の説明を終わります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

それでは、報告第47号につきまして、ご質問あればよろしくお願いいたします。 それでは、報告第47号を承認いたします。ありがとうございました。

●教育総務課長

ありがとうございました。

◎教育長

では、一旦休憩を入れます。

11 その他

◎教育長

それでは、休憩前に引き続き、次はその他でございます。 各課の連絡事項等、ありますか。

●教育総務課副課長

私のほうから連絡をさせていただきたいと思います。

みなさんの封筒の中に入れていたのですが、都城市教育委員会の自己点検及び評価ということで、毎年、前年度の評価をしていただくものですが、冊子が一つあります。これは昨年作った分です。これを参考にしていただきたいと思うのですが、今回していただくものは、2枚目の(1)教育委員自己点検表という形の一枚 A4 を入れております。こちらの表面が教育委員会の会議の運営等に対する自己点検及び評価をしていただきたいと思います。また裏面が、教育委員として活動に対する自己点検及び評価ということで、書いていただきたいと思います。これは手書き用ですので、本日メールで別途ワードの文書もお送りいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つが、まとめてありますけれども、令和元年度参加行事研修会等一覧という形で、昨年の4月から 3月までの行事、教育委員の皆様にご参加いただきました行事を入れておりますので、これを見られて、間 違っている箇所とかありましたらご連絡いただきたいと思います。修正いたしますので。

◎教育長

自己点検表のお願いと行事の確認でございました。何かご質問ありますか。

○教育総務課副課長

では、もう1点よろしいですか。

委員の皆様に昨日、お電話させていただいたのですけれども、10月の定例教育委員会です。10月の定例教育委員会が当初、10月7日、水曜日の13時半からという形でご案内していたところなのですけれども、ちょっと都合が悪くなりまして、同じ日の10時からこの場所でという形で、変更をさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

◎教育長

何かご都合の悪いところがあれば、事務局のほうに言っていただければと思います。よろしくお願いしま す。

ほかにございませんか。

●教育総務課主任主事

教育総務課の山崎です。私のほうから、8月1日から9月30日までの委員の皆様にご出席いただきます 予定をお配りさせていただきます。

まず、本日が8月定例教育委員会、8月5日となっております。

ご出席いただきますところには、ピンクの蛍光ペンでマークをしておりますので、ご覧いただければと思います。めくっていただきまして、裏面になります。8月28日、金曜日が9月定例教育委員会となっております。議会の関係もありまして、早目の開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以降、9月から11月にかけまして、南部教育事務所のほうから、支援校訪問の依頼が来ております。これに関しまして、学校教育課のほうから、各人の皆様へ日程調整の案内があるかと思いますので、現時点でわかっております日程についてお知らせいたします。

まず、9月8日、金曜日が大王小学校、9月10日、木曜日が南小学校、9月25日、金曜日が志和池中学校、9月28日、月曜日が吉之元小学校となっておりまして、各委員の方1名一緒に訪問していただきたいということで伺っております。10月以降も何校が予定が来ておりますが、次回の定例教育委員会で10月分につきましては、改めてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上になります。

◎教育長

ほかにございませんか。

○濵田委員

今のご説明にちょっと質問したいのですが、今、4件の支援訪問の予定がございましたけれども、通常、10数件を自分が行ける日という形で撰ばれたと思うのですけれども。

●教育総務課主任主事

まとめて学校教育課のほうから案内があると思うのですが、今回は9月までの予定ということで。

○濵田委員

今、決めろということではないのですね。わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございませんか。

○岡村委員

今年度の運動会とか、団体会とかの開催については、各学校で工夫しながらということがありましたが、 来賓としてはいかがなものでしょうか。

◎教育長

今のところ、来賓は呼ばないというような学校と最小限の来賓でお願いしたいという学校と2つ分かれて

いるようです。それこそ、これからどうコロナが進んでいくかということを見据えるのが、最終的には来賓なしでいきましょうということになるかもしれません、全学校。少しおさまってくれば、来賓もというような、最小限の来賓ですね、老人クラブとか、ご高齢者の方々はちょっと無理だと思うので、そういうような形で進めたいと、今、校長会としては申しております。もう少しお待ちください。

○赤松委員

その期日について、今年は例年のように、中学校が9月第2週、第3週の日曜日、小学校が10月の第1日曜日の日程だったものが、各学校の事情で相当異なってくるのではないかと思うのですが。

◎教育長

そのとおりです。一番遅いもので10月の末ぐらいのが、上長飯が11月、多分、あそこが一番遅いと思います。ですので、そこも一覧表にしてお渡ししますので、もうそろそろお待ちになっていただいて、実は学校も定まっていないのですね。全日でやりたいという学校もあれば、半日にしたいという学校もあって、全然定まっていませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

ちなみに修学旅行につきましては、小学校は、ほぼほぼ県内の方向性が出てまいりました。それも行けるかどうかわかりません。中学校は非常に苦慮しているところです。当初、来年に延期ということも考えていたのですが、それもなかなか難しい、難しい原因というのが、県は旅費を修学旅行の先生を払います。払いますけれども、余ったら返せです。ところが、来年それをもう一回ダブルでつけてくれる、2年生の分と3年生の分をダブルでつけてくれとお願いをしたのですが、なかなかそのお願いは聞き入れてもらえないという。相当これはまいってます。本当に、どの学校も非常に厳しい状況で、相談は年中多くなっているところです。運動会、体育大会等、修学旅行は大きな判断材料が乏しい状況です。

以上をもちまして、令和2年8月定例教育委員会を終了したいと思います。 ありがとうございました。